

令和元年第3回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和元年7月19日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和元年7月19日	午後2時00分
	閉 会	令和元年7月19日	午後2時30分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

6 番	伊良波 勤	7 番	具志堅 正 英
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	仲宗根 清 二	総 務 課 長	仲宗根 章
住 民 課 長	平安山 良 信	健康づくり推進課長	崎 原 誠
建 設 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

7月19日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第10号	専決処分の報告について（上本部小中一貫校校舎改築工事〈建築1工区〉） （報 告）
4	報告第11号	専決処分の報告について（上本部小中一貫校校舎改築工事〈建築2工区〉） （報 告）
5	報告第12号	専決処分の報告について（上本部小中一貫校校舎改築工事〈建築3工区〉） （報 告）
6	議案第25号	工事請負契約の締結について（第二浜川橋橋梁整備工事〈A2橋台〉） （議案説明・審議・採決）
7	議案第26号	工事請負契約の締結について（上本部小中一貫校屋内運動場新增改築工事〈建築〉） （議案説明・審議・採決）
8	議案第27号	令和元年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ **議長 石川博己** ただいまから令和元年第3回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午後2時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 伊良波 勤議員及び7番 具志堅正英議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月19日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日7月19日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 皆さんこんにちは。令和元年第3回本部町議会臨時会におきまして、専決処分の報告が3件、工事請負契約の締結についての議案が2件、補正予算関係の議案1件を提出しております。

説明に当たりましては、副町長ほか担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第10号についてご説明いたします。

報告第10号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、平成30年第4回本部町議会（定例会）で議案第27号をもって議決をされた上本部小中一貫校校舎改築工事（建築1工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和元年7月19日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小中一貫校校舎改築工事（建築1工区）について、契約金額「4億2,680万880円」を「4億2,723万720円」に変更し改定契約を締結する。令和元年6月24日、本部町長 平良武康。金額につきましては、42万9,840円の増額となっております。

次のページをお開きください。変更箇所対照表の数量になっております。

次のページ以降、A3の図面がついておりまして、報告第10号から12号の共通資料となっております。図面の見方としまして、中央部が1工区、左面が2工区、右面が3工区ということで、右下のほうに工区ごとで色分けをしております。ご参照ください。

1工区の主な増額の要因としてですが、内外装工事で17平米の数量の増となっております。あとユニット工事ということで校章・校区の設置をしたということです。図面で行きますと、A3の図面の1枚目、建物の真ん中ですね、1工区。緑色に塗られた校長室の前の犬走のほうですね。防滑仕上げで滑りを防ぐということで防水工事を行っております。校章についてですが、図面の3枚目、立面図のAのほうです。一番上のほうで、校舎の入り口の頭のほうに緑色で塗っております校章の設置を行っております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第11号についてご説明いたします。

報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、平成30年第4回本部町議会（定例会）で議案第28号をもって議決をされた上本部小中一貫校校舎改築工事（建築2工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和元年7月19日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小中一貫校校舎改築工事（建築2工区）について、契約金額「3億5,639万2,440円」を「3億5,767万6,560円」に変更し改定契約を締結する。令和元年6月24日、本部町長 平良武康。本工事の増額の金額ですが、128万4,120円となっております。

次のページをお開きください。変更数量表となっております。こちら先ほどの共通の図面1枚目の平面図のほうで、左手が2工区となっており、職員室前等を含めた犬走のほうの防滑工事が主な増額の要因となっております。報告は以上で終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第5. 報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第12号についてご説明いたします。

報告第12号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、平成30年第4

回本部町議会（定例会）で議案第29号をもって議決をされた上本部小中一貫校校舎改築工事（建築3工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和元年7月19日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小中一貫校校舎改築工事（建築3工区）について、契約金額「3億6,763万920円」を「3億6,806万1,840円」に変更し改定契約を締結する。令和元年6月24日、本部町長 平良武康。43万920円の増額となっております。

次のページをお開きください。変更数量対照表となっております、1階平面図をごらんください。こちら右の建物が3工区となっております、犬走等の防滑工事が主な要因と、あと外構工事で校舎周囲のフェンス、高さ1.2を1.5に変更しております。こちらは当初は転落防止のため1.2としておりましたが、防犯機能を兼ね備えた高さにするということで、1.5に変更しているのが主な増額の要因となっております。報告はこれで終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第12号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6. 議案第25号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号 工事請負契約の締結について。第二浜川橋橋梁整備工事（A2橋台）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、第二浜川橋橋梁整備工事（A2橋台）。2、契約の相手、本部町字伊野波728番地1、有限会社丸崎建設、代表取締役崎浜吉秀。3、契約金額、6,336万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和元年7月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次の請負契約概要をお願いします。工期は210日間。指名業者は本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで12者でございます。工事概要は、下の位置図の紫の丸で囲まれているところが工事箇所となっております。橋長12.8メートル、有効幅員としまして、路肩1.25メートル、車道4メートル、路肩0.5メートル、下部工形式の逆T式橋台で土工、一式、下部工、一式、基礎工、一式となっております。

次のページが入札結果報告書となっております。

最後のページのA3の資料は、橋梁一般図となっております、赤い部分が今回発注する工事でございます。平成30年度繰り越しでありますので、用地に支障のないように橋梁から施工する

ことにしました。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号 工事請負契約の締結について。上本部小中一貫校屋内運動場新增改築工事（建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、上本部小中一貫校屋内運動場新增改築工事（建築）。2、契約の相手、本部町字東119番地、有限会社安護建設工業・有限会社大都建設、特定建設工事共同企業体。代表者、有限会社安護建設工業、代表取締役安護宗成。3、契約金額、4億1,250万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和元年7月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。請負契約の概要となっております。1、工期、245日間。2、指名業者、有限会社全勝組・有限会社石川土建興業、特定建設工事共同企業体から株式会社瀬底産業・有限会社丸良電建興業、特定建設工事共同企業体の6者でございます。3、工事概要、鉄筋コンクリート造地上2階、建築面積1,444.23平米、延床面積1,388.66平米。共通仮設工事から付帯工事、一式となっております。

次のページをお開きください。入札結果報告書となっております。

次のページをお願いします。A3の図面となっております、配置図となっております。配置図の中の中央部、赤枠で囲われた箇所が今回の屋内運動であります。

次の図面をお開きください。屋内運動場の詳細図となっております。

次のページをお開きください。屋内運動場の断面図となっております。

次の図面をお開きください。立面図となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 1点だけお伺いします。

今回、小中一貫校の屋内運動場、体育館ということで、この平面図を見ているんですが、小中一貫の中で、例えば球技に関するバスケットボールやバレーボールなど、コートของ広さとか、そういう部分に支障はないのか。ちゃんとこれでクリアできているのか。それをお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明します。

この屋内運動場のコートの広さを決定するに当たって、上本部中学校の体育の先生、またPTA、関連する方々と協議を行い、横に小学生のミニバスケットボールのコートが2面とれるというのと、縦に日本バスケットボール協会の規格にのっとりた面積がとれるということも加味して、この施設の大きさとなっております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 これは、バスケットボールの規格がありますけれども、バレーボールやりたいとなるとバレーボールの規格もあって、バレーボールのコートも設営できるような設備になっているのか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 いろいろなスポーツがありまして、一番バスケットボールが面積を必要とされるというところの中で施設の配置を決めまして、その中でバレーボール、バドミントン等のスポーツができるような配置になっております。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午後2時20分)

再開します。

再 開 (午後2時20分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第27号 令和元年度本部町一般会計補正予算について。令和元

年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和元年7月19日提出、本部町長 平良武康。

3枚目をお願いいたします。令和元年度本部町一般会計補正予算。令和元年度本部町一般会計補正予算は次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,685万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億3,349万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

事項別明細書でもって説明をさせていただきます。事項別明細書の歳出4ページ、5ページから説明をいたします。2款総務費、委託料、ふるさと納税代行業務委託料623万3,000円の増でございます。こちらはふるさと納税の先行予約の受付の返礼品の送料でございます。ふるさと納税の寄附申し入れが年末の11月、12月に、年間の約半分以上の申し込みがその2カ月に集中します。その集中する時期に、本町の強みであります果物類の時期が過ぎておりまして、返礼品をその時期に出せない状況であります。それを前もって先行予約という形で対応させてもらっております。昨年の11月、12月に寄附を受け入れたものに対しまして、ことし、この旬の時期に返礼品として送るということで、その返礼品、パインのもとぶかりゆしゴールド、そしてマンゴー、パッションフルーツ、その3品につきまして、この発送時期になりますので623万3,000円をその返礼品と返礼品の送料として委託料で計上しております。こちらは基金から充てることとなっております。

続きまして、6ページ、7ページをお願いします。徴税费でございます。委託料、共通納税システム等改修業務委託料95万4,000円の増、こちらは来年4月から資本金が1億円を超える法人に係る納税について、共通納税システムが義務化をされます。その義務化されることに伴うシステムの改修委託料でございます。当初予算で約320万円計上しているところでありますが、国からの統一の仕様が示されました。そのことにより委託料に変更が生じて、補正の増をしております。こちらは交付税措置をされることになっております。その下、家屋評価業務支援システム導入業務委託料227万円の増額、こちらは平成21年度に現システムを導入しておりますが、システムにふぐあいが生じておりまして、新たなシステムを導入する費用を計上しております。こちらは単費でございます。

8ページ、9ページをお願いします。保健衛生費でございます。委託料、妊婦健診業務委託料、その下、新生児聴覚スクリーニング委託料、負担金補助及び交付金に同じ項目をあげておりますが、こちらは委託料と補助金の組み替えをしております。金額に変更はございません。組み替えでございます。そのページの一番下、修繕費49万5,000円、こちらは町の葬祭場の休憩室のクーラーが故障しております。そのため修繕費を計上しております。こちらは単費でございます。

続きまして、10、11ページ、土木費、工事請負費、町内道路維持工事費628万1,000円、こちらは伊豆味から八重岳に通じております町道キセンガワ線のブロック積みの擁壁がございますが、

その基礎部分が一部洗掘されておりまして、その基礎部分が抜けている状態の箇所が新たに見つかっております。こちらは現工事を行っておりますが、新たに下流のほうで見つかりまして、その改修を急がれますので、今回、単費でその分を計上しているところでございます。

続きまして、12、13ページ、教育費でございますが、修繕費50万円、こちらは町の博物館において室内に雨漏りが発生しております。その補修が急がれますので補修費用を計上しているところでございます。こちらも単費でございます。歳出以上でございます。

歳入につきましては、2ページ、3ページでございますが、3ページのほうで説明いたします。3ページの真ん中、繰入金につきましては、先ほどの先行予約分のふるさと納税の基金を取り崩しております。

その下、臨時財政対策債、こちらは国のほうから本町の臨時対策債の起債分の割り当てが決定しましたので、その分1,000万円余りを計上しているところでございます。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 令和元年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後2時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 伊良波 勤

本部町議会議員 具志堅 正 英